

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

(平成一八年六月二一日法律第八七号)

一、提案理由(平成一八年四月一八日・参議院法務委員会)

国務大臣(杉浦正健君) 委員長の触れられました二法律案につきまして、一括してその趣旨を御説明申し上げます。

現行の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律は、詐欺、出資法違反といった、いわゆる財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から犯人が得た財産等である犯罪被害財産については、被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の実現を優先させるため、その没収、追徴を禁止していますが、そうした損害賠償請求権等を十分に行使することができないような事案においては、結果として、犯人に不法な利益である犯罪収益を保有させかねない事態が生じているところでございます。また、暴力団関係者らによる組織的なやみ金融事案の犯罪被害財産の一部が外国の銀行に隠匿され、これが当該外国によって没収されるという事案が発生したことから、当該外国からその財産を譲り受けた上、当該事案の被害者の財産的被害の回復に充てる必要がございます。

これらの法律案は、このような状況を踏まえて、犯罪収益の剥奪及びそのような犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、所要の法整備を行おうとするものでございます。

……………(略)……………

次に、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害回復給付金の支給手続を定めることであり、没収した犯罪被害財産に相当する金銭の保管を始めとする支給手続の主体を検察官とすること、被害回復給付金の支給の申請をすることができる者については、犯罪被害財産の没収、追徴の理由とされた犯罪行為の被害者のほか、これと一連の犯行として行われるなどした犯罪行為の被害者とする事など、所要の規定を整備することとしております。

第二は、外国において没収された犯罪被害財産に相当する財産等についても、外国から譲与を受けた場合には、以上の手続に準じて、被害回復給付金の支給に用いることを可能とすることでございます。

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

二、参議院法務委員長報告(平成一八年四月二六日)

弘友和夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案は、犯罪被害者の保護を一層充実させるため、犯罪被害財産の没収又は追徴により得た財産等を用いて、

当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、犯罪被害者対策への取組姿勢、申請可能な犯罪被害者に対する周知徹底方法、給付資金の一般会計への歳入繰入れの妥当性、犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会の尾立委員より、組織的犯罪処罰法改正案に対し、没収保全を国税滞納処分に優先させる等の修正案が、また、被害回復給付金支給法案に対し、支給開始決定の周知に係る規定を追加する等の修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月二五日）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平一八法八六）の附帯決議と一括して掲載）

三、衆議院法務委員長報告（平成一八年六月一三日）

石原伸晃君 ただいま議題となりました両案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案について申し上げます。

本案は、財産犯等の被害者に対して、犯罪被害財産の没収、追徴により得た財産等及び外国から譲与を受けた外国犯罪被害財産等を用いて、被害回復給付金の支給を行うために必要な手続等を定めることとしております。

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月一日本委員会に付託され、七日杉浦法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。九日参考人から意見を聴取し、質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年六月九日）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平一八法八六）の附帯決議と一括して掲載）